

茨城県土木工事施工管理基準

この茨城県土木工事施工管理基準は、茨城県土木工事共通仕様書〔令和5年 4月〕1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この管理基準は、茨城県土木部・企業局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目

- (1) 茨城県土木工事施工基準に基づく品質管理試験については、(一財)茨城県建設技術管理センター（「以下管理センター」という。）に委任するものとする。

なお、管理センターの試験項目以外については、他の公的機関に委託するものとする。

- (2) 県指定工場で実施する試験（自主管理は除く）については、管理センターに委任するものとする。
- (3) 前項(1)(2)の試験を管理センターに委託して行なった試験については下記事項について省略できるものとする。
 - ①監督員の立会い
 - ②試験写真
 - ③ [コンクリート圧縮強度試験管理図表] の強度試験実施機関印及び試験者名・印

(4) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(5) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(6) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、下記工事を含み全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

- ① 土工 盛土量(購入土、流用土を含む)が2,000m³以上の工事に適用するものとする。ただし、路床入替工については300m³以上の工事に適用する。
- ② 路盤工 小規模な工事(300m²未満とする)以外の全ての工事に適用するものとする。なお歩道、路肩部は、原則として、片側200m²以上の工事に適用するものとする。
- ③ 舗装工 路盤工に準ずる。
- ④ コンクリート工 コンクリート構造物は簡易な工事を除き全ての工事に適用するものとする。
- ⑤ その他 品質管理基準には示されていない工事用資材の品質については「土木工事共通仕様書」で定められた項目について管理するものとする。
なお、契約約款第13条2項に定める工事材料は別表「検査を必要とする工事材料一覧表」によりチェックする。

2. 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)による。ただし、「T S を用いた出来形管理要領(土工編)」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編」に読み替えるものとし、「T S を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川土工編)」及び「T S を用いた出来形管理の監督・検査要領(道路土工編)」は「T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)」に読み替えるものとする。

(3) 出来形管理の留意点

① 定められた部分について測定基準を標準として測定し、工種別に、各特性値(基準高、厚さ、幅、延長など)をとりまとめ、管理図表及び出来形管理一覧表を作成する。

ただし、出来形管理図表等によりがたい構造物(函渠：樋門、水門、橋脚、橋台など)については、設計図等を使用し、設計値と測定値(測定値は赤書き、又は()書とする。)が比較できるように記入する。

② 明示困難な部分等については写真により出来形を明らかにする。

(4) 管理図表の様式

管理図表は、別添の品質管理図表や出来形管理図表を使用するか、又は、実施した管理内容に応じて独自に作成した図表を使用する。

作成する場合は、簡潔でわかりやすいように工夫すること。ただしコンクリート圧縮強度試験管理図表〔Ⅰ・Ⅱ〕は、定められた様式とする。

(5) 3次元データによる出来形管理

I C T 施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(6) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。